

2021（令和3）年9月1日

令和2年（行ウ）第223号

原告 黒田英彰他 28名
被告 国
原告ら訴訟代理人
弁護士 鳥海準他

東京地方裁判所 民事第51部1C係 御中

証拠説明書

号証	原本・写しの別	標目	作成者	作成日	立証趣旨	備考
53	写し	騒音規制法の解説	環境庁大気保全局	平成6年6月1日	1 騒音に係る環境基準の根拠 2 騒音の聴力等への影響	
54	写し	騒音に係る環境基準について	環境省	平成24年3月30日	商業、工業等の用に供される地域における騒音の基準値が60デシベル以下で設定されていること	
55	写し	都民の健康と安全を確保する環境に関する条例	東京都	平成12年12月22日	1 都が条例で定める騒音、大気汚染等の生活環境の侵害行為に対する規制 (騒音に関し、1条, 3条, 4条, 136条など) 2 「別表第13」は騒音、振動に関する日常生活等に適用する規制基準	
56	写し	航空機排出ガスに関する規制と環境影響評価7	早乙女拓海	2016年	1 航空機から排出される大気汚染の種類とこれに対する規制 2 国内における飛行場周辺の環境影響評価	
57	写し	航空機ジェットエンジンの	山本武	2012年	1 ガス状排出物測定に関するLTO基準 2 NOXの排出抑制の技術	

		排気一 国際排 出基準 と燃焼 器技術 の動向				
58	写し	成田国 際空港 におけ る大気 汚染物 質実測 調査	早乙女拓 海他	平成2 5年3 月	成田国際空港におけ る大気汚染物質実測 調査の方法とその結 果概要	
59	写し	過去に あった 操縦士 による 「意図 的」墜 落の事 例	A F P 通 信	202 1年5 月27 日	1982年から2015年 までの32年間で、操 縦士による「意図的」 墜落の事例として6 例は存在している報 道	元リンク等 は別紙
60	写し	オスプ レイか らパネ ル落下 発生翌 日に通 報	沖縄タイ ムズ	202 1年8 月14 日	1 米軍オスプレイ が重さ約1・8キロ のパネルなどを落下 させる事故を起こし ていた 2 副知事が「何度 同じ事故を繰り返す のか」と述べた事実 産業災害防止論とし ての「ハインリッヒ の法則」の概要の説 明	元リンク等 は別紙
61	写し	国際民 間航空 条約第 14附 属書日 本語訳	財団法人 航空振興 財団	200 5年月	滑走路設置に関する 標準と勧告	
62	写し	ハイン リッヒ の「産 業災害 防止 論」	長岡技術 科学大学 三上喜貴 教授	201 1年3 月31 日	産業災害防止論とし ての「ハインリッヒ の法則」の概要の説 明	元リンク等 は別紙
63	写し	パイロ ットの	東京新聞	202 1年4	1 羽田新ルートに おいて、航空事故に	元リンク等 は別紙

		「ヒヤリ・ハット」1年間で初の10件超…15件も報告		月23日	つながりかねない軽微なトラブルなどの事例「ヒヤリ・ハット」の報告が、国土交通省に1年間で15件 2 年10件以上が寄せられるのがはじめて 3 横風や効果角度に対する不安	
64	写し	航空宇宙辞典	株式会社地人書館	1997年6月20日	着陸とは「2.5～3度の進入角を維持しながら」降下することとされていること	
65	写し	飛行機の百科事典	丸善株式会社	2009年12月25日	「決められた進入角(2.5°または3°)」と記載されていること	
66	原本	気象データ概要	黒田英彰	2021年7月13日	2016年7月1日から2021年6月30日までの気象データから風向、風力を整理分析した結果の報告	
67	写し	新聞記事	朝日新聞朝刊	2021年8月24日	1 横浜市長に山中氏が当選したことにより、横浜での統合型リゾートの誘致がとん挫したこと 2 東京でも統合型リゾート誘致の余地はなく、その結果、飛行機の潜在需要が大幅に減少したこと	

別紙 甲59～61に関する補足

甲59

(リンク先)

<https://www.afpbb.com/articles/-/3043747>

甲60

(リンク先)

<https://www.okinawatimes.co.jp/articles/-/804042>

甲 62

(リンク先)

https://safety.nagaokaut.ac.jp/wp-content/uploads/2013/12/anzen_01-05.pdf

(説明)

長岡科学技術大学 安全安心社会研究センターの「安全安心社会研究」 創刊号（2011年3月31日発行）に掲載された、三上教授の「ハインリッヒの法則」の概論

(特に重要な点)

p 89「1件の重大事故の背後には29件の軽微な事故があり、更にその背後には300件のヒヤリハット事故がある」

p 98「危険源の影響が他者に及ぶ場合は自明とは言えない。危険源の管理者にとって他者の被害は他人事であり、その減少は自己利益につながらない。そこで、現実の社会では、他者の被害に対しても危険源の管理者が一定の利益を感じる関係者となるよう社会システムが生み出されてきた。本稿で述べた事業主責任法令はまさにそのひとつであるが、刑事法システムや賠償責任を問う不法行為法システムもまた同様の機能を持つ」

甲 63

(リンク先)

<https://www.tokyo-np.co.jp/article/99867>